

診療放射線技師・臨床検査技師・衛生検査技師免許に関する申請

○免許を申請したいとき ※衛生検査技師は、法改正前に取得した免許証の書換、再交付、抹消申請のみ

国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。

免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書(希望者のみ)で確認してください。

申請方法	住所地を管轄する保健所(支所)の窓口で申請 (郵便不可)
申請書類	<p>免許申請書</p>
	<p>医師の診断書(発行日から1ヶ月以内のもの) ※申請書に添付されています。</p> <p>・訂正の箇所がある場合は、診断医師の訂正印が必要です。</p>
	<p>住民票の写し(本籍必須・個人番号記載不可)または戸籍抄(謄)本(発行日から6ヶ月以内のもの)</p> <p>・「出願後の本籍又は氏名の変更の有無」が「有」の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合は、本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄(謄)本を添付してください。</p> <p>・外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている書類を添付してください。</p> <p>○短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し</p> <p>○中長期在留者、特別永住者：住民票の写し(国籍等必須・個人番号記載不可)</p>
	<p>登録済証明書用はがき ※希望者のみ(登録済証明書として厚生労働省から返送されます。)</p> <p>・はがきは保健所にありますので、63円切手を持参してください。</p> <p>・表面に受取先の郵便番号・住所・受取人氏名及び裏面の氏名欄に氏名を記入します。</p>
申請手数料	9,000円分の収入印紙 (郵便局等で販売しています。)
注意事項	<p>・当該免許申請をせず合格から1年以上経過した申請については、現在まで合格職種の業務に従事していない旨の申立書(任意様式)が必要です。</p> <p>・「罰金以上の刑に処せられたことの有無」が「有」の場合、次の(a)~(c)を添付してください。</p> <p>(a)罰金以上の刑に係る判決謄本又は略式命令書 ※<u>交通反則金は罰金ではありません。</u></p> <p>(b)罰金以上の刑に係る領収証書(紛失した場合は支払った旨の自己申述書)</p> <p>(c)反省文</p> <p>※(a)及び(b)については、受験願書に添付した場合はコピーを添付してください。</p>